

中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく認定申請のご案内

1 種別

- イ 最近3か月間の売上額が前年同期に比べて5%以上減少している場合
 - ロ 原油価格の上昇により、
 - ・ 製品の製造もしくは加工又は役務の提供(以下「製品等」という。)に係る売上原価のうち、原油又は石油製品(以下「原油等」という。)の仕入価格が20%以上を占めること
 - ・ 原油価格の上昇により、製品等に係る原油等の仕入価格が20%以上上昇していること
 - ・ 物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入れ価格の割合を上回っていること
- の3点すべてを満たす場合
- ハ 平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、原則として最近1ヶ月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

2 要件 (次の①および②の両方を満たすこと)

- 芦屋市内に、本店(個人事業主の方は主たる事業所)所在地を有すること
- 経済産業大臣の指定する業種を営んでいること
- 指定業種のリストは中小企業庁のホームページ(http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)で確認できます。

3 認定申請時の提出書類

- 認定申請書(芦屋市様式)
- 業種を確認できる書類
 - 法人にあつては、定款又は履歴事項全部証明書の複写等
 - 個人にあつては、確定申告書の複写等
- 認定の根拠となる仕入れ台帳等 …… 申請書(ロ)のみ
- 認定の根拠となる各月の売上高を確認できる資料 …… 申請書(イ)(ハ)のみ
- 試算表、売上台帳、総勘定元帳等の写し等

②～④については、芦屋市所定の申告書でも結構です。

(注意)

- ・ 認定の取得は、融資・保証を約束するものではありません。
- ・ 認定書の有効期間は、認定日から起算して30日間です。
- ・ 認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合は、認定書が無効になる場合があります。

**〔所在地〕〒659-0065 芦屋市公光町5番10号
芦屋市役所分庁舎 経済課・芦屋市消費生活センター内**

**芦屋市市民生活部経済課
電話0797-38-2033**